

犯罪被害者のプライバシー尊重を求める会長声明

2018年（平成30年）1月26日

群馬弁護士会 会長 釘島 伸博

平成29年10月、神奈川県座間市において、9名の方の遺体がアパートの一室で発見された。被害者の方の身元が判明すると、新聞、雑誌、テレビ等で、その実名や顔写真等のみならず、連日、遺族が公表されることを望まない情報までもが報じられ、遺族が報道機関に対して実名報道等をしないよう申し入れても、同様の報道が止むことはなかった。

現在、殺人事件等の重大事件が発生した場合、犯罪被害者の実名や顔写真等の情報が、犯罪被害者やその遺族が望まない場合であっても報道されてしまい、その結果、被害者や遺族に対して、さらなる精神的苦痛を与えることは往々にして存在する。

社会や政治等に関する重大な事件が起きたとき、報道機関がその事件を広く社会に知らしめ、多くの市民が事件について活発に議論をすることは、社会をより良くするために必要不可欠のものである。

その意味で、報道機関の果たす役割は大きいものであり、報道の自由が尊重されるべきことはいままでもない。

しかしながら、その一方で、報道や取材により被害者やその遺族のプライバシーが侵され、深刻な被害を受ける方々がいることを忘れてはならない。犯罪被害者やその遺族が有する自己に関する情報を適切にコントロールする権利としてのプライバシー権は、憲法によって保障された重大な権利である。特にインターネットやSNS等が広く普及した現在においては、いったん報道がなされれば、その情報の広がりや止めることは事実上不可能であり、一度侵害された被害者及びその遺族のプライバシー権の回復は極めて困難である。

そこで、当会は、報道に携わる各人に対し、犯罪被害者に関する情報を報道するにあたっては、当該報道（特に実名や顔写真等の情報等遺族が公表を望まない報道）が、悲惨な事件で家族を失い深く傷ついている犯罪被害者及びその遺族をさらに傷つけることにならないか、犯罪被害者や遺族のプライバシー権等を犠牲にしてまで行うべき意義のあるものなのか、人々の好奇心を満たすためだけの無分別な報道になっていないか、といったことを被害者やご遺族のプライバシー権等の権利を踏まえて考慮していただき、慎重な判断に基づく適切な報道を求める。

以上